

福岡市公報

令和 7 年 3 月 31 日 第 7132 号(別冊 20)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次

ページ

教育委員会

- 福岡市教育委員会事務局組織規則の一部改正（規則第 5 号）…………… 1
- 福岡市教育委員会職員人事異動取扱規則の一部改正（規則第 6 号）…………… 3
- 福岡市立学校通学区区域審議会の組織等に関する規則の一部改正
（規則第 7 号）…………… 3
- 福岡市立学校給食センター条例施行規則の一部改正（規則第 8 号）…………… 3

教育委員会

福岡市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

福岡市教育委員会

福岡市教育委員会規則第 5 号

福岡市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

福岡市教育委員会事務局組織規則（昭和 47 年福岡市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

「服務指導第 1 係
第 2 条中「服務指導係」を 服務指導第 2 係 に、 「 整備第 2 係
服務指導第 3 係」 設備係 」を

「 整備第 2 係 「学校計画課 「学校計画第 1 課
学校設備課 に、 学校計画第 1 係 学校計画係
電気係 学校計画第 2 係 を 学校計画第 2 課
機械係 」 学校計画第 3 係」 学校計画係 」に改める。

第 3 条第 1 項労務・給与課の分掌事務各号を次のように改める。

- (1) 職員団体及び職員の労働組合との連絡に関すること。
- (2) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の基準に関すること。
- (3) 職員の給与の運用に関すること。

第 3 条第 1 項施設課の分掌事務第 2 号中「関すること」の次に「（学校設備課の所管に

属するものを除く。)」を加え、同項同課の分掌事務の次に次のように加える。

学校設備課

- (1) 教育施設等（電気、機械設備）の整備及び維持補修等に関すること。

第3条第1項学校計画課の分掌事務中「学校計画課」を「学校計画第1課」に改め、同項同課の分掌事務第4号を削り、同項同課の分掌事務の次に次のように加える。

学校計画第2課

- (1) 学校の設置及び廃止に関すること。
 (2) 学校の適正配置計画に関すること。
 (3) 通学区域の設定及び変更に関すること。
 (4) 福岡市立学校通学区域審議会に関すること。

別表第3 2 特命担当の課長の表及び別表第3 3 主査の表を次のように改める。

2 特命担当の課長

所属		特命事項	人数
指導部	安全・安心推進課	学校法務	1
		高等教育検討	1

3 主査

所属		特命事項	人数
総務部	総務課	学校事務調整	1
	放課後子ども育成課	運営支援	1
職員部	労務・給与課	学校の働き方改革推進等	1
教育環境部	施設課	事業推進	1
	学校設備課	空調設備	1
教育支援部	健康教育課	学校給食費検討	1
指導部	学校企画課	保幼小中連携	1
		学びの改革推進	1
	中学校教育課	学校開校準備	1
	高校教育課	市立高校あり方検討	1
	安全・安心推進課	学校安全・安心推進	1
	教育ICT推進課	教育データ活用等	1
		システム構築等	1

	教育相談課	次期NW構築等	1
		登校支援	1
		学びの多様化学校対応	1
		教育課程等	1
		勤務条件等	1
		施設整備	1

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

福岡市教育委員会職員人事異動取扱規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

福岡市教育委員会

福岡市教育委員会規則第 6 号

福岡市教育委員会職員人事異動取扱規則の一部を改正する規則

福岡市教育委員会職員人事異動取扱規則（平成15年福岡市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「福利厚生課長」を「職員共済課長」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

福岡市立学校通学区区域審議会の組織等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

福岡市教育委員会

福岡市教育委員会規則第 7 号

福岡市立学校通学区区域審議会の組織等に関する規則の一部を改正する規則

福岡市立学校通学区区域審議会の組織等に関する規則（昭和31年福岡市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「学校計画課」を「学校計画第 2 課」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

福岡市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布す

る。

令和7年3月31日

福岡市教育委員会

福岡市教育委員会規則第8号

福岡市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市立学校給食センター条例施行規則（昭和48年福岡市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表特別支援学校の部に次のように加える。

福岡市立特別支援学校「城浜高等学園」

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。